別表第1 (第5条第1項関係)

	始業時刻	終業時刻	休憩時間
職員	8時30分	17時15分	12時00分~ 13時00分
窓口業務担当職員	8時30分	17時15分	13時00分~ 14時00分
第二部担当職員	12時30分	21時15分	17時30分~ 18時30分
			18時30分~ 19時30分

別表第2 (第18条第1項第2号及び第3号関係)

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3 日
2月を超え3月に達するまでの期間	5 日
3月を超え4月に達するまでの期間	7 日
4月を超え5月に達するまでの期間	8 目
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第3 (第18条第1項第5号関係)

在職其	期間	1にすまの間月達るで期	1をえ月達るで月超2にすまの	2をえ月達るで月超3にすまの	3をえ月達るで月超4にすまの	4をえ月達るで月超5にすまの	5をえ月達るで月超6にすまの	6をえ月達るで月超7にすまの	7をえ月達るで月超8にすまの	8をえ月達るで月超9にすまの	9をえ月達るで月超10にすまの	10 をえ月達るで月超11 にすまの	11 をえ年内期間
			期間	期間									
一週間の	5 日	2日	3日	5日	7 日	8日	10 日	12 日	13 日	15 日	17 日	18日	20 日
勤 務 日 数	3 日	1日	2 日	3 日	4日	5 日	6 日	7日	8日	9日	10 日	11 日	12 日

別表第4 (第18条第1項第6号関係)

別表第4 (第 18 条第 1 項第 6 号関係)													
在職具	期間	1にすまの間月達るで期	1をえ月達るで期月超2にすまの間	2をえ月達るで期月超3にすまの間	3をえ月達るで期月超4にすまの間	4をえ月達るで期月超5にすまの間	5をえ月達るで期月超6にすまの間	6をえ月達るで期月超7にすまの間	7をえ月達るで期月超8にすまの間	8をえ月達るで期月超9にすまの間	9をえ月達るで期月超10にすまの間	10 をえ月達るで期月超 11 にすまの間	11 をえ年内期 目超1以の間
	24 間 超 25 間 下	1日	2日	3 日	4日	5 日	6 日	8日	9日	10 日	11 日	12 日	13 日
一週間当た	23時 超 24 間 下	1日	2日	3日	4日	5日	6 日	7日	8日	9日	10 日	11日	12 日
りの勤務時間	22 間 超 23 間 下	1日	2日	3 日	4 日	5 日	6 日	7日	8日	9日	10 日	11 日	12 日
	21時 超 22時 間 下	1日	2日	3 日	4日	5日	6 日	7日	8日	9日	9日	10 日	11 日

20 間超 21 間 下	1日	2日	3日	4 日	5 日	5 日	6 日	7日	8日	9日	10 日	11 日
19 間 超 20 間 下	1日	2日	3日	3 日	4日	5 日	6 日	7日	8日	9日	9日	10 日

別表第5 (第18条第1項第7号関係)

	付与日数	
	4 日	16 日
1 7888 0 44 75 1 44	3 日	12 日
1週間の勤務日数	2 日	8 日
	1日	4 日

別表第6 (第18条第1項第8号関係)

	(/) -	0 1 7 7 7 7 7	9 3 19(3 1/1.7)				
		1月に達す	1月を超え	2 月を超え	3 月を超え	4 月を超え	5 月を超え
在職	期間	るまでの	2 月に達す	3月に達す	4月に達す	5月に達す	6 月に達す
114/14/	√ λ1 I □ 1	期間	るまでの	るまでの	るまでの	るまでの	るまでの
			期間	期間	期間	期間	期間
1 週	4 日	1日	3 日	4 日	5 日	7日	8日
間の	3 日	1日	2 日	3 日	4 日	5日	6 日
勤務	2 日	1日	1日	2 日	3 日	3日	4日
数数	1日	0 日	1 日	1日	1日	2 日	2 日
		6 月を超え	7月を超え	8 月を超え	9 月を超え	10 月を超	11 月を超
在職	曲間	7月に達す	8 月に達す	9 月に達す	10 月に達	え 11 月に	え1年未満
111460	уд] [H]	るまでの	るまでの	るまでの	するまで	達するま	の期間
		期間	期間	期間	の期間	での期間	
1 週	4 日	9 日	11 日	12 日	13 日	15 日	16 日
間の	3 日	7 日	8日	9 日	10 日	11 日	12 日
勤務	2 日	5日	5 日	6 日	7 日	7 日	8日
日 数	1日	2 日	3 日	3 日	3 日	4日	4日

別表第7 (第 23 条第 1 項第 11 号関係)

親族	日数
配偶者	7.5
父母	7 日
子	5 日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭 具等の承継を受ける場合にあっては 7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭 具等の承継を受ける場合にあっては 7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	合にあっては3日)
おじ又はおばの配偶者	1日